

マイナンバー通知まであと“半年” 会計システムメーカー 情報の安全管理面への対応急ぐ

INDEX

“日本的”M&A組織が本格始動	2面
企業格付けを認定支援ビジネスに	3面
特別企画「マイナンバー元年」 どうなる、どうする事務所の対応	4.5面
新連載! 税界よもやま話	6面
創業32年、事務所の新たな夢	7面
資産管理ビジネスの幕開け	8面

いよいよ今年の10月からマイナンバー(個人番号・法人番号)の通知が始まる。そして来年1月からはマイナンバーの利用がスタートし、すべての民間企業が従業員やその家族、顧客等のマイナンバーを取り扱うこととなる。税理士事務所においても、クライアントへの適切なアドバイス、個人情報管理の適正な管理、セキュリティ体制の整備などの課題が急浮上している。そうしたなか、制度自体の理解、業務への対応、さらに最も重要なシステムへの対応などについて、会計システムを提供するメーカー側でマイナンバー対応の動きが活発化している。各種の法定調書や連携データの様式変更をはじめ、情報への安全管理への対策にも力を注ぐ各メーカーを追ってみた。

㈱TKCの「マイナンバー制度への対応」は、事業者向けのガイドラインに準拠した安全管理措置に焦点を当てたシステムの構築を大前提に、関連書籍の提供や研修などを通じて、会計事務所内の体制整備とその関与先指導の両面から支援していく。

システム面では、中小・中堅企業向けの給与計算や税理士事務所向けに提供する「税理士事務所オフィス・マネジメントシステム」(OMS)、個人決算申告、年末調整・法定調書作成

プログラムを提供するほか、今回新たなサービスとして従業員や個人取引先の個人番号を確実に安全に収集・保管するクラウドサービス、「OMSS+マイナンバー収集・保管サービス」を提供する。個人情報であるマイナンバーは「情報の安全管理への対策」が極めて重要であるだけに、税理士は規模の大小を問わず安全管理の義務規程が適用されるのにも要注意だ。同サービスは番号の収集から利用、提供、廃棄までをクラウド上で行うもので、①

これはマイナンバー対応エキスパートである社会保険労務士が、企業を訪問し現状業務を診断した上で、最新の法令に準拠したマイナンバー規程を作成してくれる有料サービス。就業規則等のメンテナンスも同時に実施する。

弥生(株)では、次期製品「弥生給与16(仮称)」、「やよいの給与計算16(仮称)」にてマイナンバー制度に対応したソフトウェアの提供を予定。税理士事務所向けにはPAP会員を対象としたセミナーを開始、システム対応ガイドや取扱規程集、委託契約のヒナ型など、実務レベルでのテキストを作成し、サポートしていく方針だ。また、情報安全管理への対策には、「企業と税理士事務所が一緒になって協議しながら進めていくのが望ましい」(同社、マーケティング本部ビジネス戦略チーム、担当マネージャー菊池龍信氏)としている。

ソリマチ(株)も、主力製品の「会計王シリーズ」の年間保守契約「バリュー

保険労務士。“年金博士”で知られる(株)ブレインコンサルティングオフィス(代表=北村庄吾社会保険労務士)は、マイナンバー業務のためのオリジナル管理ツールを開発しており、なかでもチェックリストは税理士事務所にも活用を呼び掛けている。チェックリストは、「特定個人情報保護に関する規程を整備していますか」「責任者を選任していますか」など、32項目について記載され、企業側の判定資料となる。最後の項目の「プライバシーマーク認定業者ですか」という項目以外は法令やガイドラインで定められている安全管理措置に合致する。

マイナンバー業務の委託については、委託元に「適切な委託先の選定」の義務が課されており、委託先がどのように特定個人情報(個人が識別できる氏名、住所または生年月日と個人番号が結びついた情報)を扱うのか確認するための新たな契約を交わす必要がある。

実務セミナーとツールで事務所を支援

などのシステムを改訂、マイナンバーをTKCが運用するデータセンターに暗号化したうえで保管する仕組みを新たに構築する。これにより、システムを利用する企業や会計事務所では、マイナンバーの保管から廃棄に至るまでの適切な管理・運用が可能になる。印刷や電子申告等で必要な時のみ同データセンターにアクセスし、その際には記録(ログ)が残る仕組みで、企業から各種申請手続きを委託される会計事務所にとっても、データセンターにマイナンバーを預けることでリスクヘッジできるとしている。

一方、会計事務所への対応は早く、この1月にはTKC会員事務所から関与先向けに、マイナンバー制度の影響と対策を分かりやすく解説したQ&A形式の小冊子が5万部以上配布されている。また、4月から6月にかけて、システム専任講師を集めての研修会や、TKC会員および未入会の税理士を対象にした研修会を全国各地で開催していく。さらに、TKC会員事務所が関与先に開催するセミナーでも、企業向けのガイドブックとで対応していく。制度導入直前には「チェックリスト」の配布も予定され、「会計事務所が先手を打って情報提供していくために、万全の支援をしたい」(同社、東京本社、仲野祐史広報部課長)としている。

㈱オービックビジネスコンサルタント(OBC)では、基幹業務パッケージ「奉行シリーズ」の保守サービス加入ユーザー企業に対して、マイナンバー対応

リスク対応②業務対応③セキュリティ対応④法令対応⑤基幹システム連携一などのコンセプトに基づき提供される。4月中旬から全国で同サービスの利用実演セミナーを開催、周知していく。「税理士事務所側での早期の対応・準備に最適な仕組み。ユーザー以外でも利用できることから、新たな顧客層につなげたい」(同社、西英伸マーケティング推進室室長)。

給与、人事管理ソフトのピー・シー・エー(株)(PCA)では、年間保守「PSS会員制度」の加入者に、マイナンバー対応プログラムを無償提供、またPCAクラウド利用者にも追加料金なしで対応する。具体的な仕様等は現時点では明らかではないが、特定個人情報の取得から廃棄に至るまでのプロセスを、ガイドラインに準拠したプログラムで対応していく。同社では、6月18日に税理士、社会保険労務士ら士業を対象に、マイナンバーに対応する実務セミナーを東京・秋葉原で開催。税理士、社会保険労務士、弁護士が講師となり実務と法律の両面からマイナンバーへの対応を支援する。また、マイナンバー関連ビジネスと将来展望というテーマでも方向性を示していく予定で、「マイナンバー対応をアピールすればビジネスチャンスにもなる。これを機に有益な情報を提供していきたい」(同社、藤原健新市場開発部参事)という。

また、独自の「マイナンバー取扱規程作成支援パック」を提供しており、

収集・保管のクラウドサービスも登場

サポート」加入者には、対応プログラムを無償で提供する。また、最新版「給料王16」では、「従業員・扶養親族の番号の収集」に対応したサービスパックを提供していく。このほか、7月以降には会計事務所向けにセミナーを開催して、マイナンバー対応を支援していく。マイナンバー制度については、「これから実務的なルールが次第に定められていくので、常に最新の情報提供に努めたい」(同社、春野毅SMB営業部部長)。

一方、クラウドシステムを提供する(株)マネーフォワードでは、「MFクラウド給与」のマイナンバー対応版を今夏にリリースする予定。マイナンバーの収集については、「クラウドを使って、ウェブ上で情報のやり取りが完結するような仕組みが構築できれば、セキュリティ対策にも有効だ」(同社、社長室長、山田一也公認会計士)と、クラウドサービスを提供する企業の優位性を強調する。

こうしたメーカー以上に、マイナンバーに強い関心を寄せているのが社会

つまり、税理士事務所はクライアントから監督される立場に置かれていることにもなるわけだ。「企業側の求める安全措置管理を満足していない委託先としての税理士事務所、という評価が下された場合、信頼関係の悪化や最悪、顧問契約の解除も想定できる。それこそ、マイナンバー倒産もあり得る話」(同社、北條孝枝社会保険労務士)。

マイナンバー対応については、システム面はメーカー等との新たな契約内容を確認する必要がある。また、秘密保持義務、特定個人情報の持ち出し禁止など番号管理の徹底、契約終了後の情報の返却・廃棄、職員に対する監督・教育、セキュリティの強化等の安全管理面へは、委託先となる税理士事務所の対応が迫られる。安全な情報管理の基準がクライアント先のレベルに合わなければ、取引の継続性は保障できない。マイナンバー開始まであと半年。安易に捉えている場合ではないことだけは確かだ。

(4、5面にマイナンバーに関する特集記事を掲載)